

自動車による営業（飲食店営業）に係る確認票

今回、営業許可申請した自動車（屋号：_____）について、
大阪府内及び和歌山県内での営業許可の取得状況は、次のとおりです。

☐ 大阪府内及び和歌山県内のいずれの自治体の営業許可も取得していない。

☐ 令和 7 年 6 月 1 日以降に許可された営業許可証を現在取得している。

（営業許可を取得した自治体名：_____）

☐ 令和 3 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日まで許可された営業許可証を現在取得している。

（営業許可を取得した自治体名：_____）

☐ 令和 3 年 5 月 31 日以前に許可された営業許可証を現在取得している。

（営業許可を取得した自治体名：_____）

《確認事項》

① 営業者は、令和 7 年 6 月 1 日以降に大阪府及び和歌山県内のいずれかの自治体で関西広域連合共通基準の適用を受けて取得した営業許可（今回取得する本営業許可を含む。）により、大阪府及び和歌山県全域で営業を行うことができます。

☐ 該当 令和 7 年 5 月 31 日以前に取得した許可を 1 回更新する場合に限り、関西広域連合共通基準を適用しない許可を取得することもできますが、その場合は、営業可能な地域は大阪府全域のみとなります。以下③～⑥も、対象は大阪府全域のみとなります。

② 本営業許可に係る更新申請、申請事項の変更、廃業等の手続きについては、当所以外で行うことができません。

③ 本営業許可に係る情報（変更等が生じた場合も含む。）は、営業地を管轄する自治体から照会があれば必要な範囲内で提供します。

④ 大阪府内及び和歌山県内で営業を行う際、営業許可証を携行し、見やすい場所に掲示してください。

⑤ 大阪府内及び和歌山県内で営業を行う際、営業地を管轄する自治体や許可自治体等が指導を行います。

⑥ 営業者は、食品衛生法の違反（食中毒の発生等）により、当所から営業停止等の行政処分を受けた場合、その営業停止等の期間中、大阪府及び和歌山県全域で営業を行うことができません。

⑦ 本営業許可は、衛生上の施設基準に適合していることを認めているだけのものであり、道路や公園など、公共の土地に施設を設置し営業することまでを認めているものではありません。よって、本営業許可を取得していても、営業場所や営業形態などから他法令に抵触することにより、実際には営業できない場合があります。

☐ 上記①から⑦までの説明を受け、内容を理解した上で、申請を行います。

年 月 日 営業者氏名：_____